

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち
温泉施設における温暖化対策事業）実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉施設における温暖化対策事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第4条第1項第4号イの（イ）に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件をいずれも満たすものであること。

対象設備	対象設備の条件
[1] ヒートポンプ	(ア) 温泉水を熱源とする設備であること。 (イ) 加熱又は冷却能力が14キロワット以上であること。
[2] ボイラー等	(ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 (イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。
[3] コージェネレーション	(ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 (イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。

(2) 温泉施設は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。

(3) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。

(4) 温泉施設における温暖化対策事業に係る設備が適正に管理されるよう、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、事業実施者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学をするなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

(5) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。

(6) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。

(7) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

(8) 設備の整備場所（事業所等所在地）が確定していること。

(9) 当該事業の実施場所が自然公園内である場合は、自然公園内の風致景観上の支障がないよう十分に配慮するとともに、国立公園内の場合は、担当自然保護官事務所等、

自然公園の担当部局に事前に相談していること。

(10) (1) [2]及び[3]の事業については以下の状況にあること。

ア) 補助事業終了までに鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。

イ) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。

(11) (1) [3]の事業については、固定価格買取制度による売電を行わないものであること。

第2 交付の対象となる事業の範囲

設備の新設又は増設に係る事業とする。

第3 交付の対象となる設備の範囲

交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

(1) ヒートポンプ

ア 排湯槽

イ ヒートポンプ設備

ウ 源泉槽

エ 貯湯槽・蓄熱槽

オ 周辺機器（ヒートポンプ設備等（一次側補機類を含む。）に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の整備に必要な電気、給水、給湯、冷温水等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

(2) ボイラー等

ア ガスセパレータ

イ ガス供給設備

ウ ボイラー等設備

エ 貯湯槽

オ 周辺機器（ボイラー等設備等に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の整備に必要な電気、給水、給湯等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

(3) コージェネレーション

ア ガスセパレータ

イ ガス供給設備

ウ コージェネレーション設備

エ 貯湯槽

オ 周辺機器（コージェネレーション設備等に必要不可欠であるものに限る。）

カ 前各号の設備の整備に必要な電気、給水、排熱温水等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）

キ 前各号の設備に付随する基礎設備等

第4 補助対象事業費の算定要領

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、温泉熱の熱利用及び温泉付随ガスの利用のための設備の整備に係る工事費について算定すること。

(2) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

第5 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第6 事業報告書の提出

補助事業の実施により取得した設備について、以下により事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書の記載事項

ア ヒートポンプ

- (ア) 温泉又は排湯温泉の使用量
- (イ) 稼働時間
- (ウ) 供給熱量
- (エ) エネルギー消費量
- (オ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
- (カ) 温泉施設の二酸化炭素削減量

①削減量（実績）

補助事業の実施による本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の運転を開始した年度においては、運転開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業の実施に伴う二酸化炭素削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載すること。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

②実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

①の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）。

イ ボイラー等

- (ア) 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量
- (イ) 利用熱量
- (ウ) エネルギー消費量
- (エ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
- (オ) 温泉施設の二酸化炭素削減量（二酸化炭素相当量に換算した温泉に付随する可燃性天然ガスの放出削減量を含む。）

①削減量（実績）

補助事業の実施による本報告の対象とする年度におけるCO₂削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載すること。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

②実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

①の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）。

ウ コージェネレーション

- (ア) 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量
- (イ) 発電量
- (ウ) 売電量
- (エ) 排熱利用量

- (オ) エネルギー消費量
- (カ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
- (キ) 温泉施設の二酸化炭素削減量（二酸化炭素相当量に換算した温泉に付随する可燃性天然ガスの放出削減量を含む。）

①削減量（実績）

補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素削減量について、算定方法及び算定根拠を併せて記載すること。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

②実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

①の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）。

(2) 事業報告書の提出期間及び提出時期

ア 事業報告書の提出は、原則、設備設置の当該年度及び当該年度から最低5年間とする。

1年目：設備の運転開始から3月末まで

2年目以降：4月1日から翌年3月末まで

イ 事業報告書の提出は、月単位で集計したものを毎年5月末日までに提出すること。

附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。